

新潟県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、水産動植物の保護を図るため、次のとおり指示する。

令和4年3月29日

新潟県内水面漁場管理委員会
会長 藤田 利昭

1 指示内容

次に掲げる水産動物は、採捕した河川湖沼及びこれと連続する水域に放してはならない。ただし、公的機関が試験研究に供する場合はこの限りでない。

- (1) ブラックバス（オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚をいう。）
- (2) ブルーギル

2 指示区域

新潟県全域

3 指示期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで